

町・県民税の申告 所得税の確定申告を お忘れなく



町・県民税

◆申告が必要な方

- 平成29年1月1日現在、鳩山町に住所があり、次のいずれかに該当する方。
 - ① 営業・農業・地代・家賃などの所得のあった方
 - ② 公的年金などの収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金などにかかる雑所得以外の所得が20万円以下の方
 - ③ 給与所得者で、勤務先から町へ給与支払報告書の提出のなかった方や給与所得以外に所得

のある方、雑損控除・医療費控除などを受けようとする方

④ 所得のない方(学生・未成年者など、非課税の判定や扶養認定などの資料として使用します。)

⑤ 平成29年1月1日現在、鳩山町に事務所や事業所、または家屋敷を有し、鳩山町に住所がない方

※所得税の確定申告をされる方は、町・県民税の申告は必要ありません。

◆申告に必要な主なもの

① マイナンバーカード両面の写し(下記参照) ② 扶養・配

マイナンバー制度の導入に伴い
申告書や申請書等には、申告書氏名欄に記載された方のマイナンバーの記載と本人確認書類の写しの添付が必要です

- ◆マイナンバーカードをお持ちの方
カード両面の写しのみで本人確認ができます。(ご自宅等からのe-Taxで送信すれば本人確認書類の写しの提出は不要です。)
- ◆マイナンバーカードをお持ちでない方
下記それぞれで、いずれか1つの写しが必要です。

番号確認書類	身元確認書類
●通知カード ●マイナンバーの記載のある住民票の写し、または住民票記載事項証明書 など	●運転免許証 ●公的医療保険の被保険者証 ●パスポート ●身体障害者手帳 ●在留カード など

※16歳未満を含む扶養親族等の番号確認書類の写しもお持ちください。

今年の町・県民税の申告受付と、所得税の確定申告の納税相談は、2月16日(木)から3月15日(水)までです(土・日曜日は除く)。申告は、町・県民税や国民健康保険税、介護保険料等の税額などの正しい算定のために重要なものです。収入の有無にかかわらず申告をお願いします。

申告期間中は、大変混雑し長時間お待ちいただくことがあります。必要な書類は事前に準備し、余裕をもってお越しください。
※自宅で簡単に作成でき、郵送で提出できる国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー (http://www.nta.go.jp)」もぜひご利用ください。

◆問合せ
【町・県民税に関すること】役場税務課 ☎ 296-5892
【所得税に関すること】東松山税務署 ☎ 0493-22-0990 (自動音声がかかります。)

町・県民税の申告受付と所得税の納税相談日

日程	対象地区	会場・受付時間
2月		
16日(木)	石坂一・石坂二・鳩山団地	鳩山町役場3階 305・306 会議室 午前9時～11時 午後1時～4時
17日(金)	松ヶ丘一・二丁目	
20日(月)	松ヶ丘三・四丁目	
21日(火)	楓ヶ丘一・二丁目	
22日(水)	楓ヶ丘三・四丁目	
23日(木)	鳩ヶ丘一・二丁目	
24日(金)	鳩ヶ丘三～五丁目	
27日(月)	大橋・奥田	
28日(火)	須江・竹本	
3月		
1日(水)	泉井・高野倉	(申告の状況により長時間お待ちいただくことがあります。)
2日(木)	上熊井・下熊井	
3日(金)	小 用	
6日(月)	大 豆 戸	
7日(火)	赤 沼	
8日(水)	今 宿	
9日(木)	全 地 区	
15日(水)	※土・日曜日を除く	

■所得税の納税相談で、事業所得、不動産所得、譲渡所得、山林所得、住宅ローン控除(初年度)などがある方は、開設期間中は、税務署職員が受け付ける所得税の確定申告会場(東松山市民文化センター)へお願いします。納税相談の内容によっては、東松山市民文化センターへ行っていただく場合があります。

偶者・専従者控除等をする方は扶養親族等の番号確認書類の写し ③ 印鑑 ④ 給与所得者は源泉徴収票等 ⑤ 事業所得者は必要な帳簿書類等 ⑥ その他の所得者は所得金額が証明されるもの ⑦ 国民年金保険料、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、社会保険料(任意継続保険料)の領収書や支払証明書 ⑧ 生命保険・地震保険等の控除証明書や支払証明書 ⑨ 医療費控除を受ける方は医療費の領収書 ⑩ 障がい者の方(扶養者を含む)は身体障害者手帳・みどりの手帳、または精神障害者保健福祉手帳等 ⑪ 学生は学生証等

※④～⑪は原本を持参してください。

所得税

◆確定申告が必要な方

- 給与所得者は、通常、年末調整で所得税が精算されるため、確定申告をする必要はありませんが、次のいずれかに該当する方は申告をしてください。
 - ① 給与所得以外に20万円以上の所得があった方
 - ② 平成28年中の給与の収入金額

確定申告書への 復興特別所得税額の 記載漏れに注意

平成25年分から平成49年分までの各年分については、所得税と併せて、復興特別所得税の申告および納付をすることとされています。

復興特別所得税額は、各年分の基準所得税額(原則、その年分の所得税額)に2.1%の税率を掛けて計算した金額です。

公的年金等を受給されている方へ(確定申告不要制度のお知らせ)

公的年金等の一年間の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、所得税の確定申告書を提出する必要はありませんが、町・県民税の申告は必要です。(6ページの町・県民税②の要件に該当)

また、町・県民税において、生命保険料控除などの所得控除を

受けた場合も、町・県民税の申告をしてください。

なお、所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件となっていない控除(例えば、純損失や雑損失の繰越控除など)の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。

また、平成27年分以後は、外国の制度に基づき国外において支払われる年金など、源泉徴収の対象とならない公的年金等を受給されている方には、この制度は適用されませんので確定申告をしてください。

ふるさと納税のワンストップ特例制度を利用した方へ

ワンストップ特例(※)申請後に、所得税の確定申告(住民税申告含む)をする場合は、ワンストップ特例申請がなかったことになりません。そのため、申告時に、寄附金控除欄への記載が必ず必要です。

※確定申告が不要の給与所得者等が一定の条件を満たす場合に、確定申告または住民税申告をすることなく、ふるさと納税による寄附金控除が受けられる特例。

控除対象のご確認を



介護保険料等は社会保険料控除の対象になります

平成28年中にお支払いになった「介護保険料」「後期高齢者医療保険料」「国民健康保険税」「国民年金保険料」は、社会保険料控除の対象となります。

特別徴収の方(年金からの徴収)は年金保険者発行の源泉徴収票で、普通徴収の方(個人納付)は領収書でご確認ください。口座振替の方は平成28年中に振替された合計額となります。

なお、介護保険のサービス利用(施設・居宅)がある場合、医療費控除の対象となる場合があります。



介護保険法における要介護認定を受けた方へ

介護保険法における要介護認定を受けた方は、申請により障害者控除、特別障害者控除を受けられる場合があります。詳しくは下記までご相談ください。

- 問合せ
【介護・後期高齢者医療保険料】
高齢者支援課 ☎ 296-1210
- 【国民健康保険税】税務課 ☎ 296-5892
- 【国民年金保険料】ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル ☎ 0570-058-555 (IP電話からは ☎ 03-6700-1144)